

自動車保険 型式別料率クラスの仕組み



型式別料率クラスってなに？

自動車保険の料率区分

自動車を使う目的（乗用や貨物、自家用や事業用など）や自動車の種類（普通、小型、軽など）、運転者の年齢、過去の事故歴などにより、事故が発生する頻度や被害の程度には差が生じます。

このようなことから、自動車保険では保険契約者が負担する保険料が用途・車種、年齢条件、過去の事故歴など個々のリスクの差異に応じたものとなるように保険料を区分する要素として料率区分を設けています。

型式別料率クラス

様々な形状・構造・装備・性能の自動車が存在する用途・車種については、これらの自動車ごとの特性やユーザー層等に基づくリスクの違いを総合的に評価する必要があります。基本的な車両構造等に基づいて自動車を分類する公的な単位である「型式」ごとの保険実績に応じて保険料を区分する「型式別料率クラス（以下「クラス」といいます。）」を現在、自家用乗用車（自家用普通乗用車・自家用小型乗用車）に導入しています。

自家用乗用車はクラスを1～9の9つに区分しています。保険料はクラス1が最も安く、クラス9が最も高くなり、各型式には対人賠償責任保険、対物賠償責任保険といった補償内容ごとにクラス1～9のいずれかを適用します。

なお、自家用軽四輪乗用車についても様々な形状・構造・装備・性能の自動車が存在し、市場における台数構成比についても自家用普通乗用車や自家用小型乗用車と同程度となっているため、2020年1月1日までに型式別料率クラスを導入することとしています（クラス数等、詳細は検討中であり、現段階では未定）。

（例：自家用乗用車の場合）

型式別料率クラス	
クラス9	リスクが高い （保険料が高い） 較差 約 4.3 倍 リスクが低い （保険料が安い）
クラス8	
クラス7	
クラス6	
クラス5	
クラス4	
クラス3	
クラス2	
クラス1	

型式とは？

自動車の型を分類するために付される識別記号で、自動車検査証（車検証）に記載されています。なお、本資料でいう型式は自動車排出ガス規制の識別記号、およびハイフンを除きます。

車検証<見本>の型式記載箇所

自動車検査証

自動車登録番号又は車両番号/自動車予備検査証番号	発給年月日/交付年月日	初年度登録年月	自動車の種別	用途	自家用・事業用が別/適否	車体の形状
平成 年月日	平成 年月日	平成 年月日				
車名	乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量		
	人	kg	kg	kg		
車台番号	長さ	幅	高さ	前軸重	前軸重	後軸重
	cm	cm	cm	kg	kg	kg
型式	原動機の型式	総排気量/総出力	燃料の種類	型式認定番号	類別区分番号	
		kw L				
所有者の氏名又は名称						
所有者の住所						
使用者の氏名又は名称						
使用者の住所						
使用の本拠の位置						
有効期限の満了する日	平成 年月日					
備考						

(例)

型式

ABC-DEF

ハイフンより前は省略し、赤枠部分に記載されている部分



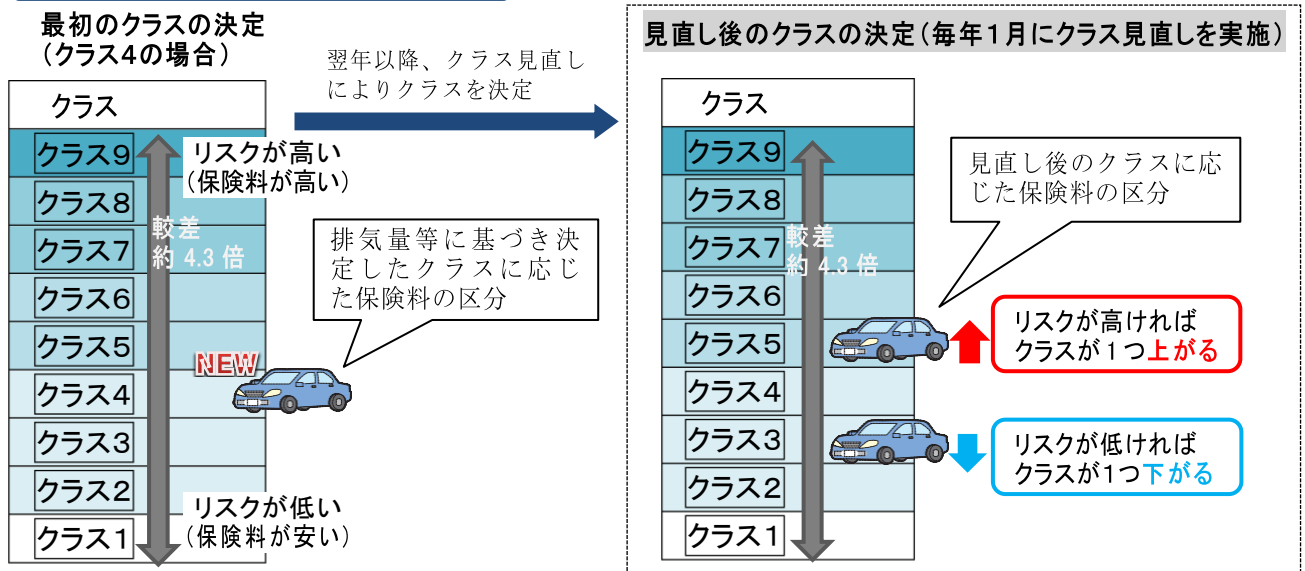
型式別料率クラスはどういう仕組みになっているの？
 どうやってクラスを決めているの？

型式ごとに適用するクラスについては、毎年1月に、保険実績に基づいて直近のリスク実態に見合っているかどうかを確認する「クラス見直し」を行っています。このクラス見直しでは、前年、各型式に適用したクラスが、直近のリスク実態に見合っていないと判明した場合、翌年のクラスについて、リスクが低ければクラスを1つ下げ、高ければクラスを1つ上げることとしています。それ以外の型式については、前年のクラスのまま据え置きます。

一方、新しく発売された型式については保険実績の蓄積がないことから、排気量等に基づきクラスを決定しています。

型式別料率クラスの仕組み

(例：自家用乗用車の場合)



※ 上記、クラスの仕組みを補う料率区分として、衝突被害軽減ブレーキ (AEB) の装着の有無や、新車・新車以外があります。詳細は当機構ウェブサイトに掲載の「[自動車保険参考純率説明資料 \(2016年12月現在\)](#)」をご参照ください。



よくある質問は以下を見てね。

Q 1 損害保険料率算出機構が定めたクラスを全ての保険会社が使用しているのですか？

A 1 損害保険料率算出機構が提示しているクラスは参考純率となりますので、その使用については各保険会社の判断によります。

Q 2 なぜ毎年クラス見直しを行うのですか？

A 2 型式ごとのリスク実態は、社会環境の変化などにより常に変化するため、一旦定めたクラスがいつまでも適正なクラスであるとは限りません。そのため、クラス見直しを毎年実施することで、最新の事故発生状況を反映し、保険契約者間の保険料負担の公平性を確保しています。

Q 3 なぜ自家用乗用車だけなのですか？

A 3 自家用乗用車は、自動車全体の中で最も保有台数が多く、様々な形状・構造・装備・性能の自動車が存在するためです。自家用軽四輪乗用車についても、近年、自家用乗用車と同様の普及・多様化が進んでいるため、2020年1月1日までに型式別料率クラスの仕組みを導入することとしています。

Q 4 型式が違って、性能が同じような車はクラスも同じになりますか？

A 4 クラスは型式ごとの安全性能等の差異だけでなく、型式ごとのユーザー層の差異等も含めた保険実績をもとに決定しているため、性能が同じような車でもユーザー層の差異等によりクラスが異なる可能性があります。たとえば、OEM車（あるメーカーの製品を、別のメーカーが自社ブランドとして販売する車）の型式はメーカーごとに異なり、それぞれのユーザー層の差異等によりクラスも異なることがあります。

Q 5

自分は事故を起こしていないのに、なぜクラスが上がるのですか？

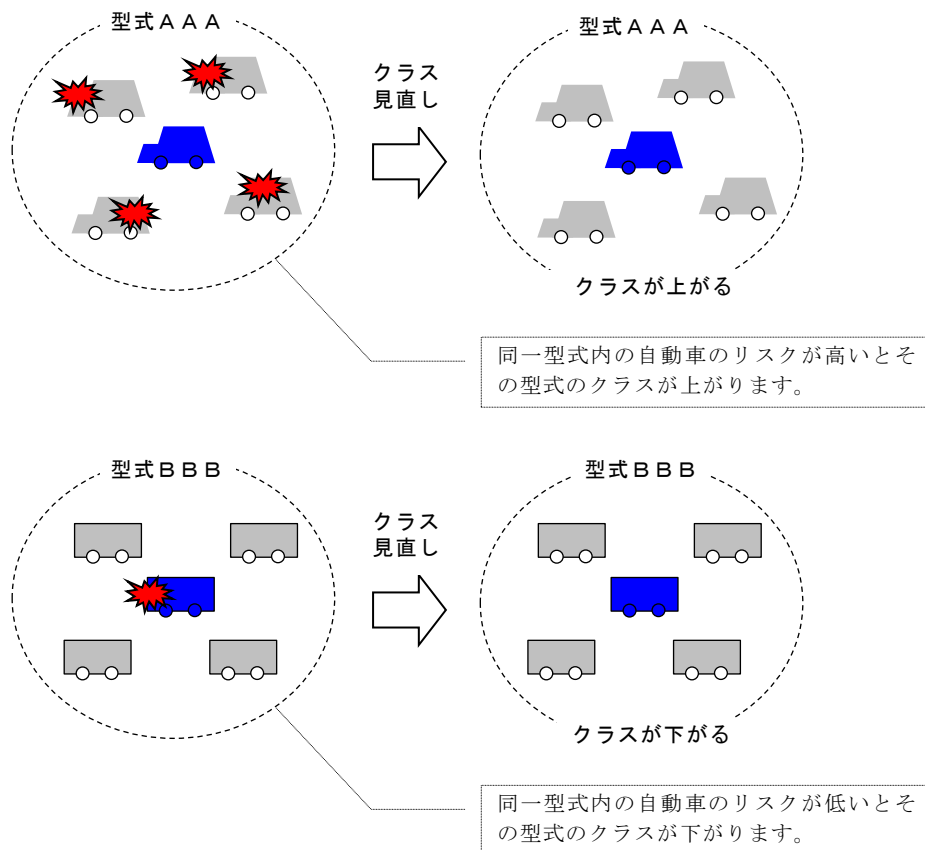
A 5

保険料の負担を公平にする仕組みとして、リスクが高い集団と低い集団とで保険料に差を設けています。もちろん契約者ごとにその人のリスクを定めることができれば公平性は確保されますが、それでは十分なデータ量が確保できず、保険制度として成り立たなくなってしまう。

そのため、用途・車種、年齢条件、過去の事故歴などによるリスクの差に応じた料率区分が設けられており、それぞれの集団に異なる保険料を設定しています。このような区分を設けたうえでもまだなお、型式別に見るとリスクの差が見られる状況にあるとともに、同じ型式の自動車であれば、ユーザーの利用目的やニーズに応じた形状・構造・装備・性能がある程度、似通った集団であると考えられます。

そこで、「型式」を自動車保険における料率区分の一つとして採用しています。

したがって、型式のリスクが高い場合には、事故を起こしていない自動車も含めて当該型式のクラスが上がる場合がある一方、その逆の状況でクラスが下がる場合もあります。



Q 6

クラスが高い（クラス8や9の）自動車は危ない自動車なのですか？

A 6

クラスは保険実績に基づき定められ、自動車のユーザー層など人の要素等も含まれますので、クラスが高いからといって、その自動車が危ない自動車であるということではありません。